

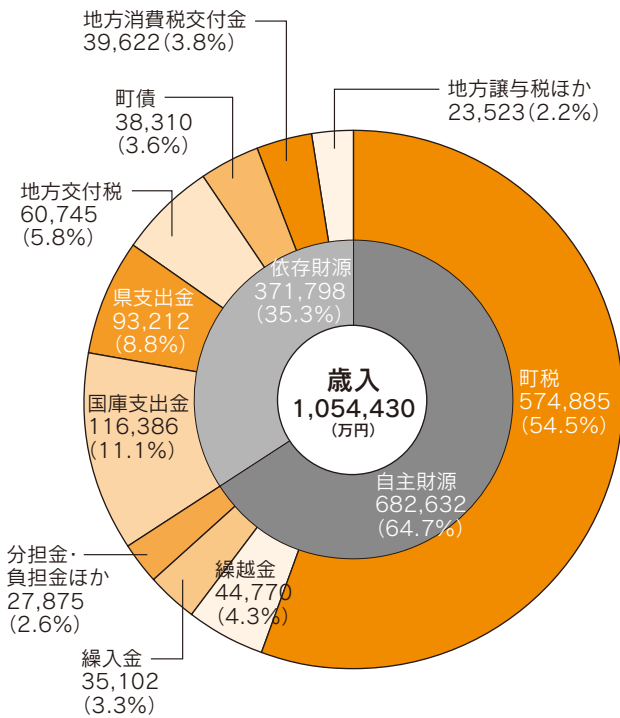
平成26年度（26年4月～27年3月）の決算がまとまり、9月議会において認定されましたので、その概要についてお知らせします。また、詳細な数値等については、町ホームページにて公表しています。

一般会計の決算額は、歳入105億4,430万94円（前年比+2.7%）、歳出99億8,523万9,396円（前年比+1.7%）となりまして、差引額5億5,906万698円は27年度へ繰り越します。

歳入

町税収入は法人税収の増額等により、前年比2,796万円（+0.5%）とわずかながら増額しました。円安の影響等により、町内企業に業績改善傾向が見受けられ、20年度決算以来6年ぶりの（前年比）増収となりました。

一方で、26年度は、消費税増税に伴う地方消費税交付金（前年比：+6,584万円）や、26年2月の大雪被害に対する農家への助成事業等による県支出金（前年比：+2億2,827万円）が収入増となったことなどによって、町だけではまかなえず、国や県に依存する財源の額が（前年比）2億2,430万円増加し、その割合においても1.3ポイント高くなっています。

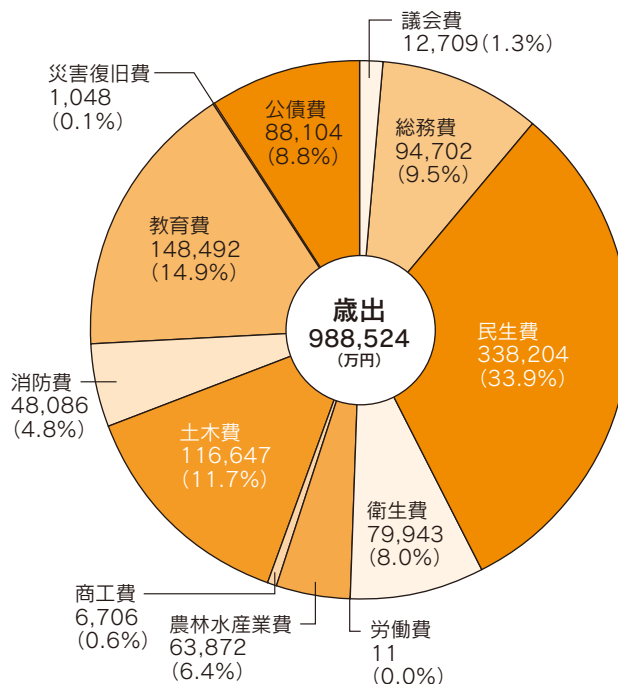


歳出

目的別に見ると、民生費の割合が一番多くなっています。障害者福祉事業（4億533万円）や各種医療費支給事業（1億9,737万円）といった社会保障に対する事業経費が年々増加していく傾向にあります。

次に多いのは、小中学校の大規模・耐震改修事業（4億3,586万円）を行ってきた教育費です。21年度より順次進めてきて、26年度は、北小・本郷北小・明治小の各校舎と明治中体育館の改修工事を行いました。

また、26年2月の大雪により被害のあった農家に対する助成事業（1億5,714万円）等により、農林水産業費の割合は前年比2.0ポイント高くなりました。



特集

特別会計及び水道事業会計の決算

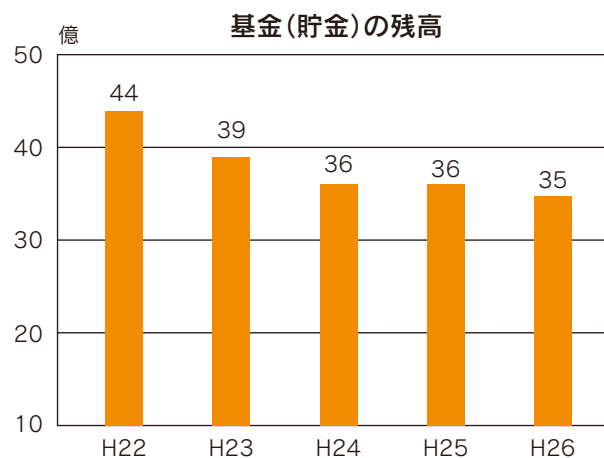
特定の事業を行うために、一般会計とは区別して経理される各会計の決算は下表のとおりです。決算の差引額については、それぞれ27年度へ繰り越されます。

会計	歳入 (前年度比)	歳出 (前年度比)	差引額	概要
国民健康保険事業 特別会計	35億5,706万円 (▲0.9%)	33億5,779万円 (+1.7%)	1億9,927万円	保険給付費
介護保険事業 特別会計	18億6,559万円 (+7.0%)	17億8,436万円 (+8.0%)	8,123万円	介護サービスへの 給付費
後期高齢者医療 特別会計	2億 855万円 (+3.2%)	2億 276万円 (+2.0%)	579万円	後期高齢者医療広域 連合への納付金
公共下水道事業 特別会計	13億6,484万円 (+30.2%)	13億4,103万円 (+30.4%)	2,381万円	下水管布設工事費や 処理場の維持管理費
農業集落排水事業 特別会計	2億9,429万円 (+8.7%)	2億8,621万円 (+7.4%)	808万円	4地区処理施設の 維持管理費
水道事業会計 (収益的:営業面)	5億8,435万円 (+10.5%)	5億2,081万円 (+6.8%)	6,354万円	配水場の 維持管理費

基金の残高

一般会計、特別会計を合わせた町全体の**基金【貯金】**の**26年度末残高**は、**35億383万円**（前年比：▲1億2,372万円）となりました。なお、基金残高を町民1人あたりに換算すると、111,947円となります。

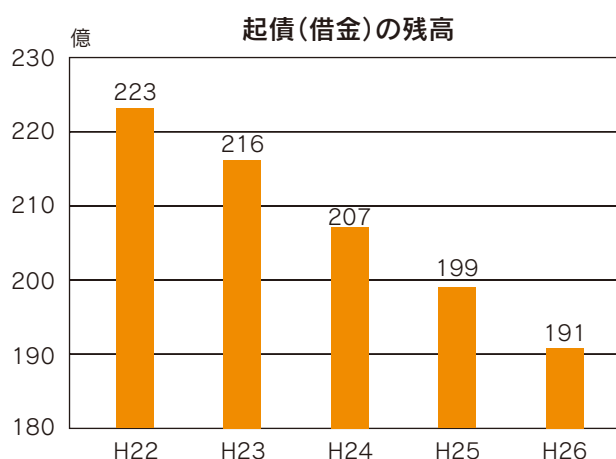
小中学校改修事業（H21より順次整備中）のために、義務教育施設整備基金（▲6,940万円）を、26年2月の大雪による被害農家への助成事業等のために、財政調整基金（▲8,082万円）を取り崩しました。



起債の残高

一般会計、特別会計、水道事業会計を合わせた町全体の**起債【借金】**の**26年度末残高**は、**190億6,601万円**（前年比：▲8億5,806万円）となりました。なお、起債残高を町民1人あたりに換算すると、609,157円となります。

26年度は、道路整備事業や小中学校改修事業、公共下水道事業のために、計5億3,090万円を新たに起債【借金】しましたが、これは26年度の公債費【借金返済額】である13億8,897万円を下回るため、**総残高**は本年度も**減少**しています。



町の健全化判断比率(平成26年度)

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、健全化判断比率と資金不足比率を公表します。

結果としまして、健全化判断比率は4指標ともに「健全」段階となっています。

また、資金不足比率についても、全ての会計において、「健全」段階となっています。



「財政再生計画」を作り、国などの関与による確実な再生に取り組むこととなります。

— 財政再生基準 (レッドカード) —

「財政健全化計画」を作り、自主的な改善努力による財政の健全化が求められます。

— 早期健全化基準 (イエローカード) —

①実質赤字比率

一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの。

②連結実質赤字比率

全ての会計を合算して、町としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの。

③実質公債費比率

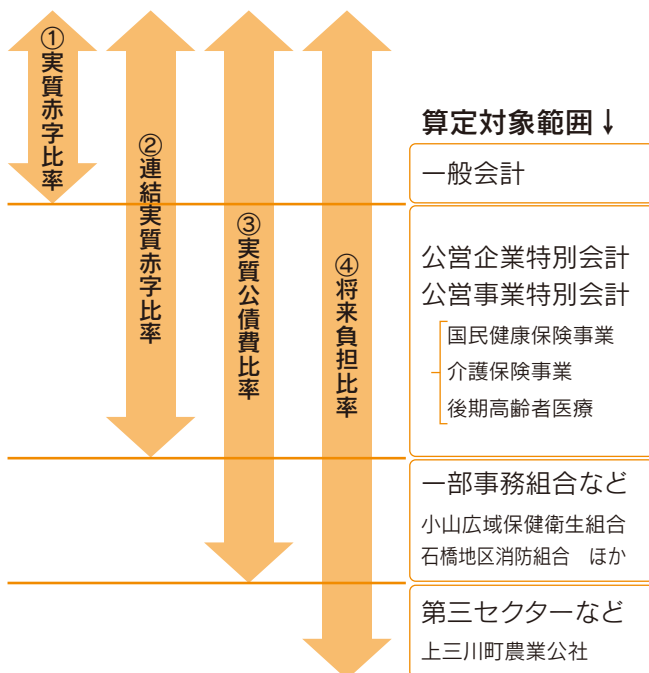
町債(借金)の返済のために、町税等の経常的な収入がどれくらい使われているかを指標化し、財政負担の度合いを示すもの。

④将来負担比率

町が将来に向けて負担することになるお金の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する度合いを示すもの。

【健全化判断比率】

指 標	上三川町の比率	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	— (赤字なし)	14.13%	20.00%
②連結実質赤字比率	— (赤字なし)	19.13%	30.00%
③実質公債費比率	7.5%	25.0%	35.0%
④将来負担比率	5.4%	350.0%	—



【資金不足比率】

会 計	上三川町の比率	経営健全化基準
水道事業会計	— (資金不足なし)	20.00%
公共下水道事業特別会計	— (資金不足なし)	
農業集落排水事業特別会計	— (資金不足なし)	

※資金不足比率

公営企業特別会計(一般会計とは切り離して、独立採算制をとっています。)の資金不足を、公営企業の事業規模となる「料金収入」の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの。「健全」段階と「経営健全化」段階との2つに区分されます。